第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ、第４号から第９号まで及び第11号に掲げる事項
１　有価証券関連業を行う旨 (1)　第一種金融商品取引業のうち電子記録移転権利又は令第１条の12第２号に規定する権利に係るもののみを行う旨 ［２～９　略］ 10　第二種金融商品取引業に係る業務のうち、令第１条の12第２号に掲げる行為に係る業務を行う旨

（注意事項）

［略］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［略］

（第２面）

＊　登　　録　　番　　号	財務（支）局長（登金）第　　号 （　年　月　日）
［１～16　略］	
17　電子記録移転有価証券表示権利等についての法第33条の２第１号、第２号又は第４号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（電子記録移転有価証券表示権利等についての法第33条の２第１号、第２号又は第４号に掲げる行為を業として行う旨）
18　法第29条の２第１項第８号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の２第１号又は第２号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（法第29条の２第１項８号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の２第１号又は第２号に掲げる行為を業として行う旨）
19　電子記録移転有価証券表示権利等又は法第29条の２第１項第８号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合にあっては、その旨	（電子記録移転有価証券表示権利等又は法第29条の２第１項第８号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う旨）
20　法第29条の２第１項第９号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の２第３号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（法第29条の２第１項第９号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の２第３号に掲げる行為を業として行う旨）
21　法第29条の２第１項第９号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合にあっては、その旨	（法第29条の２第１項第９号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う旨）

第７条第３号イ、第３号の２、第３号の３イ及び第４号から第９号までに掲げる事項
１　有価証券関連業を行う旨 ［加える。］ ［２～９　同左］ ［加える。］

（注意事項）

［同左］

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［同左］

（第２面）

＊　登　　録　　番　　号	財務（支）局長（登金）第　　号 （　年　月　日）
［１～16　同左］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	
［項を加える。］	